

慣習律にみる隠修参事会制の構造

— オーレイユの律修・在俗併存の問題（13世紀） —

小野 賢一

はじめに

隠修士起源の宗教組織の指導者が、隠修士としての強い自意識と、教会ヒエラルキーから一定程度の自立性を保ちつつ、司教座聖堂参事会の正式メンバーであったという矛盾を、どのように説明すればよいのだろうか。そのような矛盾を体現する宗教組織が、11世紀後半にリモージュ司教管区で創建されたオーレイユ律修参事会である。リモージュ司教管区に同じ頃に創建された西欧隠修制のチャンピオンと称されるグランモン修道院に対抗するために、リモージュ司教座は、オーレイユを支持した。リモージュ司教管区という狭い領域で、隠修制の理念の優越をめぐる決戦が行われていたといっても過言ではない。オーレイユは、グランモンと異なり、司教管区の統治に参画していた。この点で、通常の修道院とは一線を画する。このように隠修士起源の律修参事会を、司教座や参事会教会の律修参事会と区別して、隠修参事会という。

聖堂参事会の類型の区別は、以下の如くである。①司教座聖堂参事会、②その他の聖堂参事会 [②-1 参事会教会 (コレジアル)、②-2 隠修参事会 (会派型律修参事会)]。

戒律史や霊性史の研究では、それぞれの類型が区別されることなく、一括して扱われており、それが混乱の原因となった¹。本論考の調査対象は、②-2の類型であることを附言しておきたい。

律修参事会と隠修制の発展については、『11 - 12世紀の聖職者の共住生活²』や『11 - 12世紀の西欧の隠修制³』のような古典的な研究の集成によって、これまで検証されてきた。ヴォシエ監修の新しい研究集成『フランスとイタリアの隠修士 (11 - 15世紀)』では、上述の古典的な研究集成の弱点であったナラティヴな史料の活用に飛躍的な進歩が見受けられる⁴。これらの先行研

¹ このような類型の区別は、制度史研究では定着している。例えば、制度史家アヴリルが編集した聖堂参事会に関する代表的な研究集成 Centre d'études historiques de Fanjeaux (dir.), *Le monde des chanoines, XIe-XIVe siècle* (Cahiers de Fanjeaux 24) Toulouse, 1989の構成は、第1章「司教座聖堂と参事会教会」第2章「聖堂参事会員の会派」というように類型別とされている。

² *La Vita comune del clero nei secoli 11 e 12 : atti della Settimana di studio*, Mendola, settembre 1959 (Miscellanea del Centro di studi medioevali, III) 2 vol., Milano, 1962.

³ *L'eremitismo in Occidente nei secoli XI e XII: Atti della seconda settimana internazionale di studio*, Mendola, 30 agosto - 6 settembre 1962 (Miscellanea del Centro di studi medioevali, IV) Milano, 1965.

⁴ A.Vauchez(dir.), *Ermite de France et d'Italie (XIe-XVe siècle) : Collection de l'Ecole française de Rome*, 313, Rome, 2003. 叙述史料をもとに描かれる隠修士のイメージと法的史料をもとに描かれるイメージの乖離をいかに埋めるかという問題意識を、この研究論文集の論者たちは共有している。

究において、修道者・律修聖職者 (regulares) の規則の集成である戒律 (regula) の研究への利用については、十分に行われているとあってよい。例えば、『アウグスチヌス戒律』の『第二戒律』(regula secunda) と『第三戒律』(regula tertia) の受容度によって隠修制の厳格さを計測する手法が導入され、大きな成果をあげたことは、よく知られている。それによって、ドレーヌの区分に従い、前者を『新戒律』(ordo novus)、後者を『古戒律』(ordo antiquus) と呼ぶ慣わしが、研究者の間ですでに定着している⁵。一方で、戒律 (regula) の利用に比べ、慣習律 (consuetudines) の利用については看過されてきたように思われる。慣習律とは、戒律を補うために、用いられていた規則のことである。『ベネディクト戒律』と『アウグスチヌス戒律』の2系統の戒律が、中世盛期の西欧の多くの宗教組織で導入されていたが、慣習律については、各宗教組織が独自のものを使用していた。つまり、宗教組織の独自性が最も強くあらわれる史料が慣習律なのである。

本論考は、隠修参事会制の全貌や矛盾を解明するものではない。だが、本論考を通じて、その解明に向けての小さくとも確実な一步を踏み出したいと考えている。今後の研究に資するためには、子細な問題の検証に先立ち、律修参事会と隠修制の発展全体にかかわる大きな枠組みの検証を優先させるべきであろう。それゆえ、本論考では、オーレイユの『慣習律⁶(*Consuetudines*)』(1215年頃編纂) という史料の実証的な分析を通じて、律修参事会の構成員に、在俗者 (オベディエンティアリウス) と在俗でない者 (クラウストラレス) がいたことを明らかにすることを目指したい。隠修制と参事会制の融合によって13世紀初頭に確立した隠修参事会制の全体構造 (組織編制の大きな枠組み) の一端が明らかになるだろう。

1. 隠修参事会制と『慣習律』

ミリスによると、隠修士による創建施設の律修参事会への変化は、1) 隠修段階、2) 共住化 (cénobitisation) の段階、3) 共住制 (cénobitique) の段階という3つの段階を経るという⁷。原初の隠修士は、師の範例に従って生活する。ゆえに彼らは特定の戒律文書を持たない。隠修士は孤独に引籠もる。そして「庵」(eremum または heremitagium) に住み着く。この2語の意味は、

⁵ 次の文献を参照。Ch. Dereine, Art. Chanoines, *Dictionnaire d'histoire et de géographie ecclésiastiques*, t.12, Paris, 1953, col. 375-404; A.Vauchez (dir.), *Apogée de la papauté et expansion de la chrétienté (1054-1274)*, *Histoire du christianisme des origines à nos jours*, tome V, Paris, 1993, p.152; C. D. Fonseca, Hugues de Fouilloy entre l'Ordo antiquus et l'Ordo novus, *Cahiers de civilisation médiévale*, 1973, pp.303-312. このordo という語には戒律・秩序に従う集団という意味もあり、ここでは戒律と集団の両方の意味で使われている。

⁶ J. Becquet (éd.), le coutumier des chanoines réguliers d'Aureil en Limousin au XIIIe siècle, dans *Bulletin de la Société archéologique et historique du Limousin*, t.91, 1964, pp.25-55. 以下で *Consuetudines* と略記。

⁷ L. Milis, Ermites et chanoines réguliers au XIIe siècle, dans *Cahiers de Civilisation médiévale*, XXII, 1979, pp.39-80, p.78.

不明確なままである。eremum は、しばしば律修的生活を送る者の居住する場の意味で使われる。必ずしも孤独の生活を前提としない。eremum または heremitagium と呼ばれる領域の一部は、やがて「聖堂参事会」(coenobium) と呼ばれるようになる⁸。

これらの庵が経験した成功によって、隠修士による創建施設は特徴を変え、共住化(cénobitisation)の段階に入り、同調者であふれかえる。同調者たる隠修士と俗人の数の急激な増加は、おそらく共住制へ向けての発展を加速させた。この頃、俗人は新しい役割を演じることを余儀なくされるだろう。俗人は同僚の聖職者と共有していた隠修士(eremita)の条件を放棄し、助修士となる⁹。

続いてミリスのいう第3の段階、即ち共住制(cénobitique)の段階が開始され、石造りの強固な教会堂が建設される。師の範例に従う者は減少し、戒律(regula)と慣習律(consuetudines)が導入される¹⁰。まず、共住制の導入期には戒律が重視され、次に巨大な宗教組織体としての会派(ordō)の形成期に入ると慣習律が重視される。すなわち、隠修生活の開始期は、師の範例に従うことが全てであった。だが、門弟の流入によってついには隠修制から共住制に移行せざるをえなくなる¹¹。その時、戒律が導入される。これらの文書は『使徒行伝』に靈感を得た共住制(ウィタ・コムニス)または使徒的生活(ウィタ・アポストリカ)を理想とする。『アウグスチヌス戒律』は、その『戒律』を構成する4つの基本文書(『第一戒律』～『第四戒律』)のどれを導入するかを、各宗教組織が自由に選択することができるという順応性を備えていた。この『戒律』の自由裁量の余地の大きさゆえに、隠修制から共住制への移行の局面でしばしば導入された¹²。

13世紀前半の会派の形成に際し、とりわけ慣習律が重視される。慣習律は詳細に会派内部の日常生活、典礼、組織編制を規定する。『アウグスチヌス戒律』は、11世紀から律修参事会員に導入されるが、戒律は詳細であると同時に、階層的な構成を有する規則群たる慣習律で補完される必要があった¹³。慣習律は、中央集権的な組織編制を必要とする宗教組織にとって不可欠な文

⁸ Ibid., p.48.

⁹ Ibid., p.59.

¹⁰ Ibid., p.79.

¹¹ 共住制への移行については、L.Milis, The regular canons and some socio-religious aspects about year 1100, dans *Etude de civilisation médiévale (IXe-XIIe siècles): Mélanges offerts à Edmond-René Labande*, Poitiers, 1974, pp.553-556.

¹² L. Milis, *Ermîtes et chanoines réguliers...*, p.63. この移行を隠修制の標準化(normalisation)というが、そのプロセスは十分に解明されていない。ある隠修士集団が『アウグスチヌス戒律』を選び、別の隠修士集団が『ベネディクト戒律』を選ぶのは何故か、という問題も不明である。今後の課題としたい。

¹³ この類型の霊的文書は《regula, institutio, consuetudines, ordo, usus, ordinarius, statuta》など様々な用語が使用される。その各文書(Règles-coutumiers-statuts)間の階層関係については、F. Cygler, *Règles, coutumiers et statuts (Ve-XIIIe siècles). Brèves considérations historico-typologiques*, dans M. Derwich (dir.), *La vie quotidienne des moines et chanoines réguliers au Moyen Age et Temps modernes, Xe- XVIIIe siècle*, Wrocław, 1995, pp. 31-49 で論じられている。

書であった。それは会派の形成の見取り図、あるいは構造図といってよい。プレモントレ、サン・リュフ、アルエーズ、サン・ヴィクトール、オーレイユなどの多くの集団は、会派を形成する際に慣習律を編纂する。

会派の組織編制は慣習律によって規定され、共住者の間にヒエラルキーをつくり出し、組織は再編されるだろう。成員は専門化され、参事会員と助修士の区別が生まれる。ひとつの宗教組織のなかに十分に分離され、専門化された二つの集団を持つこととなり、ひとつの集団から他の集団への移行は、参事会員が自分たちの手でなおも土地を耕し、助修士はなおも祈り、神を賞賛していても、禁じられるだろう。共住化 (cénobitisation) の段階の時に、隠修士は参事会員となり、俗人は劣ったカテゴリーとしての助修士のカテゴリーに放逐され、隠修制は聖職者中心の組織に再編される¹⁴。かくして、隠修参事会制が成立する¹⁵。

聖性・靈性史のアプローチを基調とする書物『フランス、ブルゴーニュ、ドイツの諸王国における権力・教会・社会 (888-1120年)』(2008年刊)では、隠修士運動を、中世盛期の律修教会の改革運動の中で最も大きな衝撃を与えたものとして位置づけている¹⁶。また、紛争史・権力構造論のアプローチを基調とする書物『利害の衝突と聖なる収斂—権力・教会・社会 (9-11世紀)』(2009年刊)は、「使徒の模倣の復興」という大項目の下に「聖堂参事会の刷新」「福音主義的共同体」「11世紀の異端」という3つの小項目を包摂させている¹⁷。まず、「聖堂参事会の刷新」の項目で、「律修化」(régularisation)に言及し¹⁸、聖堂参事会改革運動における「隠修生活」(une vie érémitique)の影響の大きさを指摘する¹⁹。続く「福音主義的共同体」の項目では、ミュレのエチエンヌ、アルブリッセルのロベールなどの隠修士共同体の活動とともに、リモージュ司教管区所在の各律修参事会の活動を「隠修参事会の創建という大運動」(un grand mouvement de fondations érémitiques canoniales)と定義し、隠修士運動と聖堂参事会改革運動の密接な結びつきを指摘している。この隠修士運動と聖堂参事会改革運動の密接な結びつきの潮流の中に、プレ

¹⁴ L. Milis, *Ermites et chanoines réguliers...*, p.70. 最近の教会史研究では、俗人の包含のプロセスの検証が重視されており、助修士身分の形成は俗人排除の問題として扱われる傾向が見受けられる。P. Bertrand, B. Dumézil, X. Hélarly, S. Joye, C. Mériaux, I. Rose, *Pouvoirs, Eglise et Société dans les royaumes de France, Bourgogne et Germanie (888-v. 1110)*, Paris, 2008, p.197.

¹⁵ これらの宗教組織は、隠修士起源という強い自意識を持つてはいるが、どの程度、隠修士の性質を保持していたかは疑問視されている。L. Milis, *L'évolution de l'érémitisme au canonat régulier dans la première moitié du douzième siècle : transition au trahison?*, dans *Istituzioni monastiche e istituzioni canonicali in Occidente (1123-1215): atti della settima Settimana internazionale di studio*, Mendola, 28 agosto-3 settembre 1977, Milano, 1980, pp.223-238 を参照。

¹⁶ P. Bertrand, B. Dumézil, X. Hélarly, S. Joye, C. Mériaux, I. Rose, *op. cit.*, p.161.

¹⁷ M. Soria-Audebert, C. Treffort, *Pouvoirs, Eglise, société : Conflits d'intérêts et convergence sacrée (IXe-XIe siècle)*, Rennes, 2009, pp.182-189.

¹⁸ *Ibid.*, p.183.

¹⁹ *Ibid.*, pp.184-185.

モントレ、サン・リュフ、アルエーズ、シャラル、アルティージュなどを位置づけることができる。オーレイユ（1081－85年頃創建）もその一つであった。

2. クラウストラレス (claustrales) に関する規則

「聖務への入場許可」「外出許可の請求と罰則」「朗読と役職の持ち回り」「私的所有放棄」に関する規則など、オーレイユの『慣習律』の中のクラウストラレス (claustrales) にかかわる規則²⁰を網羅的に検討し、オーレイユの隠修参事会制の組織編制の実態を明らかにしたい。

『慣習律』には「聖務への入場許可」に関する規則について次の如く記されている。「どのように内陣に入るか。すべてのクラウストラレスは夜であれ昼であれ聖務日課の最初に迅速に内陣に集まらなければならない²¹。」この『慣習律』の記述からクラウストラレスの任務として聖務が特に重視されていることがわかる。それに反して、オベディエンティアリウス (obedientarius) については、聖務に関する記述は全く見受けられない。

『慣習律』には「外出許可の請求と罰則」に関する規則について次の如く記されている。「許可の請求について。クラウストラレスの誰も参事会長あるいは参事会副会長の許可なしに禁域を出てはいけない。職務を遂行するために出入りすることができる補佐する者を除いては。だがクラウストラレスと補佐する者の誰も許可なく所領を離れてはならない。もし離れるならば、慣習に従って矯正の罰を受けなければならない²²。」俗世を離れ、引き籠もる場所である禁域がクラウストラレスの主な活動空間であった。クラウストラレスは、特別な場合にのみ例外的に上長の許可を得て外出できたが、聖務に従事することが主な任務であったので、常に禁域に引き籠もっていなければならないと推測される。逆に、オベディエンティアリウスについては、禁域に関する記述は全く見受けられない。

『慣習律』は「朗読と役職のローテーション」に関する規則についても規定する。「食堂の朗読について。昼食と正餐の時に、食堂で朗読がなされなければならない。そのためには参事会長と参事会副会長と食事係と子供を除いてクラウストラレスの誰もが指名されなければならない。食堂で朗読を担当する者は次の週に聖務に携わらなければならない²³。」

²⁰ *Consuetudines*, 3, 15, 24, 30.

²¹ [Qualiter intrant chorum] Claustrales omnes in principio hore nocturne vel diurne festinanter in choro conueniant. (*Consuetudines*, 3)

²² [De licentia petenda] Nullus claustralis claustrum exeat absque licentia prioris vel supprioris, preter balliuos qui intrare possunt et exire propter officium suum supplendum. Tamen, nullus neque claustralis, neque balliuus uillam exeat absque licentia; quod si fecerit, iuxta consuetudinem debet emendatoriam subire uindictam. (*Consuetudines*, 15)

²³ [De lectione refectorii] Lectio debet esse in refectorio ad prandium et cenam, ad quam quislibet claustralis debet scribi preter priorem et suppriorum et celerarium et infantes. Qui lectionem habuerit in refectorio, seruicium debet habere in sequenti ebdomada. (*Consuetudines*, 24)

『慣習律』のこの箇所から、クラウストラレスは、食事を共に与る生活、即ち共住生活を実践していたこと、週ごとに役職を回していたことが読み取れる。「聖務への入場許可」と「朗読と役職のローテーション」に関する規則とを併せて考えると、クラウストラレスの主な任務は、禁域内における聖務であることは疑いようがない。一方、オベディエンティアリウスについては、この種の規則が見受けられない。この事実から、クラウストラレスはオベディエンティアリウスとは異なる身分の参事会員であると推測されよう。

クラウストラレスとは、いったいどのような身分の参事会員であったのだろうか。その答えは、『慣習律』の次の箇所に記されている。「会計係は、私的所有のないクラウストラレスに死者のよりよい衣服で飾らなければならない²⁴。」「私的所有のないクラウストラレス」と明確に記されていることから、クラウストラレスが私的所有放棄を実践する律修参事会員であることがわかる。死者の衣服で飾るというレトリックからクラウストラレスの清貧を重んじる生活態度を窺うことができよう。

上述の「聖務への入場許可」「外出許可の請求と罰則」「朗読と役職の持ち回り」「私的所有放棄」に関する規則など、クラウストラレスに関する『慣習律』の規則を個別に検討した結果を総合するならば、禁域で共住生活を送り、聖務日課を義務付けられ、厳格な私的所有放棄を実践するというクラウストラレスの生活形態は、律修的生活の主要な特徴を完全に備えているといつてよい²⁵。

3. オベディエンティアリウス (obedientarius) に関する規則

「総会への参加許可」「情報の一元化：会計文書と罰則」「情報の一元化：誓約を伴う報告義務」「情報の一元化：総会と旅費の規定」「在俗参事会員の生活と私的所有」に関する規則など、オーレイユの『慣習律』の中のオベディエンティアリウス (obedientarius) にかかわる規則²⁶を網羅的に検討し、クラウストラレスに関する『慣習律』の規則と比較しつつ、オーレイユの隠修参事会制の組織編制の実態を明らかにしたい。

『慣習律』は「総会への参加許可」に関して次の如く規定する。「総会においてオベディエンティアリウスは自分の聖堂を離れることができる²⁷。」クラウストラレスについては、参事会内部での聖務に関する詳細な規定が多かったが、オベディエンティアリウスについては、外出許可に

²⁴ [De mortis] Claustralem sine proprio debet camerarius uestire de melioribus pannis mortui. (*Consuetudines*, 30)

²⁵ 律修的生活の諸概念については、A. d'Haenens, *Actualiser l'histoire de la vie quotidienne. Cléricité, régularité, et conventualité: Trois concepts sociogénétiques pour une typologie de la quotidieneté scribale*, dans M. Derwich (dir.), *op.cit.*, pp.15-30.

²⁶ *Consuetudines*, 36, 40, 41, 42, 37.

²⁷ [De priore] Obedientarii in capitulo generali possunt domum suam relinquere. (*Consuetudines*, 36)

関する規定が大半であった。クラウストラレスの活動空間の中心は禁域の内部であったが、オベディエンティアリウスのそれは、禁域の外部であったといえるだろう。

オベディエンティアリウスに期待されていたのは、参事会内部での聖務ではなく、総本山と支聖堂をつなぐ役割である。『慣習律』は「情報の一元化：会計文書と罰則」に関する規則のなかでオベディエンティアリウスの情報伝達者としての役割を次の如く規定する。「すべての文書は聖堂内にあるべし。総会で以下のことが決定された。そこ（支聖堂）に起こったことすべてが知らされるように、すべてのオベディエンティアリウスは、自分たちの税の文書をオーレイユ総本山に持ってくるべきこと。そのようになることを我々は望む。もしなさない者は教会の入場から遠ざけられなければならない²⁸。」この規則の主題は、律修参事会の会派(ordo)の情報の一元化である。その目的のためにオベディエンティアリウスが聖堂の外で活動することを、この規則は定める。この記述は「もしなさない者は教会の入場から遠ざけられなければならない」という罰則規定を、実現のために有効な付加条項として備えていた。

経済状態だけでなく、あらゆる状況を報告する義務をオベディエンティアリウスは課されていた。『慣習律』の「情報の一元化：誓約を伴う報告義務」に関する規則においても、彼らの役割は次の如く規定されている。「すべての聖堂の状態が知らされるべきであること。さらにすべてのオベディエンティアリウスや、参事会長でさえも自分の聖堂の状態を総会が選ぶ三名の会士に誓約に従って毎年明らかにしなければならないことが定められた²⁹。」これは、情報の一元化についてさらに具体的に触れられた箇所である。この規則では口頭報告と誓約によって律修参事会の会派の情報の一元化が企てられている。参事会長と併記されるオベディエンティアリウスは、会派の中でクラウストラレスと二分される身分集団とみなしてよいものと思われる。「情報の一元化：会計文書と罰則」に関する規則は会計文書という「物」による情報の一元化だが、ここでは「人」による情報の一元化について述べられていると見てよい。

さらに『慣習律』は、「情報の一元化：総会と旅費の規定」に関する規則のなかで、オベディエンティアリウスの情報伝達者としての役割について次の如く規定する。「フランキアのオベディエンティアリウスたちについて。さらに以下のことが定められた。少なくとも以下の聖堂の二つが毎年総会に赴くべきである。サン・レオナルド・デ・ザンディ (Saint-Léonard des Andeys)、マニイ・アン・ヴェクサン (Magny-en-Vexin)、ガルジャンヴィル (Gargenville)、モンタレ (Montalet)³⁰。そしてその他の(総会に赴かなかった)聖堂は、赴く聖堂に、吟味された内容

²⁸ [Carte sint in monasterio omnes] Constitutum fuit in capitulo generali ut omnes obedientiarum cartas reddituum suorum afferent in auriliaco, ut ibi inuenirentur quicquid eueniret. Volumus ut sic fiat. Qui nisi fecerint, ab ingressu ecclesie arceri debent. (Consuetudines, 40)

²⁹ [Quod status omnium domorum sciatur] Statutum est etiam ut omnes obedientiarum, et etiam prior status domus sue sub iuramento tribus fratribus quos capitulum elegerit, omni anno reuelet. (Consuetudines, 41)

³⁰ オーレイユの支聖堂のリストについては、J. Decenter, L'inventaire de l'église du prieuré d'Aureil, dans

に従って、旅費の援助をするべきである³¹。」 会派の一体性を保つために開催される総会におけるオベディエンティアリウスの役割の重要性を「フランキアのオベディエンティアリウスたちについて」という冒頭の一文は暗示する。禁域の外部で会派全体をつなく活動は専らオベディエンティアリウスの任務であり、クラウストラレスについてはそもそもこの種の規則が定められていない。ここでも実現のために有効な条項としての旅費の援助に関する規則が付加されていた。罰則、誓約、旅費の援助などの実現のために有効な付加条項は、この『慣習律』の条文が実際に用いられていたことを暗示する。以上の数々の規則から、会派の情報の一元化を実現するために、オベディエンティアリウスが果たした役割の大きさが理解されよう。

かくの如く禁域の外部を主な活動領域として会派全体をつなぐコミュニケーション機能を担っていたオベディエンティアリウスとは、如何なる身分の参事会員であったのだろうか。この疑問に対して『慣習律』の次の箇所が示唆する。「オベディエンティアリウスたちについて。オベディエンティアリウスたちは、邪悪な疑惑が生じうるゆえに、婦人を自分の聖堂のなかに持つてはならない。そして自分の収入を完全に支払わなければならない。さもなくば、参事会長は15日後に禁令をもって警告すべきである³²。」

「自分の収入を完全に支払わなければならない」という箇所からは、私的所有の痕跡が窺える。自分の収入を持ち、私的所有放棄を實踐しないオベディエンティアリウスは、在俗参事会員と看做されるべきであろう³³。『慣習律』の各規定には、実践を意識して、実現のために有効な罰則規定も付加されていた。オーレイユは、律修参事会員（クラウストラレス）と在俗参事会員（オベディエンティアリウス）の二種類の参事会員が併存する重層的構造を採用していたことがわかる。オベディエンティアリウスは、総本山以外の外部の聖堂参事会を管理していたものと推測される。クラウストラレスと同じ聖堂参事会に属し、彼らの如く禁域で律修的生活を送っていたならば、貞潔違反の問題は発生しないはずだからである³⁴。

律修参事会員のクラウストラレスについての規則とほぼ同じ分量のオベディエンティアリウスについての規則が存在していたことを鑑みれば、オベディエンティアリウスは助修士の如き、脇

Bulletin de la société archéologique et historique du Limousin, t.87, 1958-1960, pp.383-392 を参照。

³¹ [De obedientiariis Francie] Statutum est etiam ut omni anno ad capitulum generale accedant ad minus duo harum domorum: Sancti Leonardi, Magneii, Gargenuille, Mostarleti; et ceteri eis subueniant in expensis uiarum secundum quod uisum fuerit. (*Consuetudines*, 42)

³² [De obedientiariis] Obedientiarium non habeant in domibus suis mulierculas unde praua suspicio possit suboriri, et reditus suos integre persoluant, aut prior post XV dies ammonitum interdicto supponat. (*Consuetudines*, 37)

³³ クラウストラレスは、禁域内で厳格な生活形態を遵守する。だがオベディエンティアリウスの生活形態は、ルイ敬虔帝の命令によって816年に編纂された『アーヘン戒律』の水準にとどまる様子が窺える。

³⁴ 聖堂参事会員の共住制と清貧・貞潔に関しては、F. Petit, *La réforme des prêtres au moyen âge : pauvreté et vie commune*, Paris, 1968 を参照。

役ではないことが理解されよう。オーレイユ総本山以外の外部の聖堂参事会では、オベディエンティアリウスが主役であったとあってよい。ひとつの隠修参事会が会派を形成する際に支聖堂を管理し、総本山と支聖堂を結びつけるという最も重要な働きをオベディエンティアリウスは担っていたのである。

以上の分析結果を総合するならば、会派の形成の任務よりも聖務に力点を置くクラウストラスは、総本山に集中的に配置されていたのではないかという結論を導かざるを得ない。律修と在俗の棲み分けがなされていたものと考えられる。オーレイユの隠修参事会制はこれまで律修参事会中心の組織と看做されてきたが、その認識を改め、律修と在俗の複合体と捉える視点が必要となるだろう。

4. 参事会長 (prior) に関する規則

次に、参事会長 (prior) に関する『慣習律』の規則を検討し、オーレイユの隠修参事会制の内部構造の実態を明らかにしたい³⁵。『慣習律』に含まれる規則のなかで最も分量が多いのが、この規則である。それゆえ、この規則は『慣習律』に含まれる諸規則のなかでも特に重要性を持つものと看做してよいだろう。この規則は、すでに分析してきたクラウストラスに関する規則とオベディエンティアリウスに関する規則を、会派の全体構造のなかに位置づけなおす内容となっている。

『慣習律』の参事会長に関する規則は5つの内容に大別される。(1) 参事会長の権力の理想が示される。(2) 参事会長の権力の大綱が定められる。(3) 参事会長がクラウストラスに及ぼす権力が確定される。(4) 参事会長がオベディエンティアリウスに及ぼす権力が確定される。最後に、(5) 参事会長の権力の本質が確定される。

まず、規則の(1)の部分を検討したい。「戒律に従って参事会長は脅かすような力によってではなく、従うような愛によって自分は幸福だと思うべきである。それゆえ主は(以下の如く言われた。)『あなた方のうちの最良の人は、あなた方の僕であろう』と。司牧杖の示すところに従って、道をそれた者を呼び戻し、臆病な者と無力な者を現世の利益によって支え、反抗者と不服従者を規律と矯正によって罰するべきである。そして参事会長は配下の者たちに『もし、あなたの兄弟があなたに対して罪を犯したなら、など』という主の教えに従って恐れられるより愛されるよう努めるべきである³⁶。』『慣習律』の参事会長に関する規則のこの冒頭部分は、参事会長による

³⁵ 参事会長の称号は、prelatus, praepositus, decanus, abbasなどが用いられたが、その流れの最後に prior を位置づけることができる。L. Milis, *Ermîtes et chanoines réguliers.*, p.66. prior 概念の形成全般については、J.-L. Lemaître (éd), *Prieurs et prieurés dans l'occident médiéval*, Genève, 1987 で詳細かつ実証的に論じられている。

³⁶ Prior secundum regulam non se existimet potestate conminante sed caritate seruiente felicem; 《unde Dominus: Oui maior est uestrum, erit minister uester》 Secundum significatum baculi pastoralis, debet

統治の理想と参事会長自身の心得を規定した箇所である。参事会長の権力を、「司牧者として配下の参事会員を導く権力」と「恐怖ではなく慈愛によって導く権力」として規定する。この箇所には、シトー会修道院の『カルタ・カルターティス』の影響が看取される。オーレイユは、シトーを会派の形成のモデルとしたのであろう。

『慣習律』の参事会長に関する規則の(1)の部分で提示された参事会長の権力のありかたの理想の趣旨に基づいて、(2)の部分で参事会長の権力の及ぶ範囲の大綱が示される。「ラテラノ教会会議に従って、参事会長は事前の忠告なしに、破門の鎖によって配下の参事会員を縛ってはならない。死の危機に瀕していない限りは、参事会にやって来ることができる誰かある参事会員を総会の外で裁いてはならない。参事会長が土地を遍歴するとき、総会に相談することなく、聖堂の秩序を整えることができる³⁷。」ここでは、参事会長が参事会員を裁く際の手続きが定められている。参事会長は、事前に忠告し、総会を通すという手続きを踏んで初めて配下の参事会員を裁くことができる。

『慣習律』の参事会長に関する規則の(3)の部分において、参事会長がクラウストラレスに対して及ぼす権力が定められている。「もし、誰かあるクラウストラレスが自分たちの上長の命令に従おうとしないならば、外部の聖堂参事会に送られることがありうる³⁸。」参事会長に服従しないクラウストラレスがいた場合、その者は、会派から追放されるのではなく、外部の聖堂参事会に送られるという。この記述は、参事会長に服従することが要求される「内部」と、それを免除される「外部」の2種類の聖堂参事会が存在していたことを示唆する。つまり、律修的生活を送る参事会員だけが、内部の聖堂参事会に留め置かれたのではないだろうか。というのも、次の箇所から聖堂参事会の内部と外部の区別は、律修と在俗の区別であることが明らかになるからである。「もし、しばしば忠告され、しばしば矯正され、そこでよい成果を為すことを望まないならば、たとえその者が賛同しないとしても、戒律に従って兄弟の組合から追放される³⁹。」この「戒律」とは、『アウグスチヌス戒律』を指している。参事会長に不服従のクラウストラレスは、「兄弟の組合」から追放されるとこの箇所で記されているが、「戒律」を重んじる「兄弟の組合」とは、アウグスチヌス派律修参事会員の集団にはほかならない。

euagantes reuocare, pusillanimes et debiles beneficiis temporalibus susutentare, rebelles et inobedientes disciplina et correctione pungere, et appetat a suis plus amari quam timeri, secundum preceptum domini 《Si peccauerit in te frater tuus et cetera》; (De priore, col.1, in *Consuetudines*, 36)

³⁷ et secundum lateranensem concilium, non debet canonicum suum uinculo anathematis innodare nisi ammonitione premissa. Canonicare non debet aliquem extra capitulum qui uenire possit ad capitulum nisi in mortis articulo. Domos potest ordinare, capitulo inconsulto, cum terras peragrauerit. (De priore, col.8, in *Consuetudines*, 36)

³⁸ Si claustralis aliquis noluerit stare ad mandatum maiorum suorum, in domibus extraneis potest mitti. (De priore, col.13, in *Consuetudines*, 36)

³⁹ Si non ibi uoluerit bonum fructum facere, sepe ammonitus, sepe correctus, secundum regulam etiam si ipse non abcesserit, de societate fraterna proiciatur. (De priore, col.15, in *Consuetudines*, 36)

参事会長がクラウストラレスに及ぼす権力の確定に続き、参事会長がオベディエンティアリウスに及ぼす権力の確定が『慣習律』の参事会長に関する規則の(4)の部分で次のように行われている。「総会のある時にオベディエンティアリウスたちは、自分たちの聖堂参事会を離れることができる。他の時は、参事会長が彼らが聖堂参事会を離れることを承認しない限りは、彼らは自分たちの聖堂参事会を離れることができない。彼らが悪い振る舞いをし、総会の命令に同意すべく出頭するならば、傾聴が彼らに否定されるべきではないし、その間に参事会長は不動産の占有権を奪うべきではない。だが、担保を要求することができる。その間に聖堂参事会を占拠によって打ち砕いてはいけない⁴⁰。」クラウストラレスに関する規則のなかで扱われなかった総会の問題が、オベディエンティアリウスに関する規則の冒頭で扱われている。オベディエンティアリウスの主要な任務のひとつが総本山と支聖堂を結びつけるための総会への出席であったことを窺い知ることができる。総会への出席権はオベディエンティアリウスに留保されるが、総会以外の件で参事会長の許可なく外出することは禁じられていた。オベディエンティアリウスは総会での弁明権を与えられていた。オベディエンティアリウスに対して、参事会長は総会を通して裁くことが義務付けられている。オベディエンティアリウスは、クラウストラレスと異なり、不動産と聖堂を占有していた。強力な財政基盤のおかげで、ある程度の自立性を保持するオベディエンティアリウスに対して参事会長は、総会という全体の総意を得る場で裁く必要があったのだろう。オベディエンティアリウスに関しては戒律との関連は一切触れられていない。戒律に従わないから外部の聖堂参事会に放逐するといった処置はクラウストラレスに対してのみ行われた。禁域に居住し、戒律に縛られ、参事会長の直接的な監督下に置かれていたクラウストラレスと異なり、オベディエンティアリウスは、総本山から離れた聖堂参事会で生活を送っていたため、参事会長の直接的な監督下には置かれていなかったものと推測される。

(5)の結論部で参事会長が『アウグスチヌス戒律』を遵守する律修参事会員であることがついに明示される。「我々がこのように言うのは参事会長が十分な権力を持っているからではなくて、参事会長は、道理を持って誤った人たちに反駁するべきだからである。もし参事会長が戒律を遵守しない一味と一緒に戒律を遵守しないと見られたり、呼ばれたりすることを望まないならば、参事会長は聖アウグスティヌス戒律が固く遵守されるようにすべきである⁴¹。」参事会長自身も戒律を遵守しているがゆえに、破戒聖職者たちと同列に置かれることを望まなかったのである。絶頂期の教皇権において指摘されるような高圧的になりがちな「十分な権力」ではなく、『アウ

⁴⁰ Obedientiarum in capitulo generali possunt domum suam relinquere; alio tempore, non, nisi prior cognouerit sic faciendum. Si male egerit obedientarius, et presentauerit se stare ad mandatum capituli, non debet ei audientia denegari, nec debet eum prior interim dissasire, sed potest requirere fideiussionem, quod interim non diminuat domus possessionibus. (De priore, col.20, in *Consuetudines*, 36)

⁴¹ Non hoc dicimus quoniam prior plenam potestatem habeat, sed ut rationabiliter irrationabiles conuincat. Regulam Sancti Augustini faciat firmiter obseruari, nisi irregularis cum familia irregulari uoluerit uideri et uocari. (De priore, col.26, in *Consuetudines*, 36)

『アウグスチヌス戒律』遵守により生ずる靈的な力こそが参事会長の権力の本質であると『慣習律』において規定されていることが理解されよう。この点こそが、『カルタ・カルターティス』の影響を受けながらも、オーレイユとシトー会とを分かち最大の相違点であった。

『慣習律』の参事会長に関する規則は、会派が参事会長によって如何に統治されるべきかを定める規則であったのと同時に、会派の全体構造を簡潔に示す見取り図でもあった⁴²。換言すれば、『慣習律』の参事会長に関する規則は、『カルタ・カルターティス』と『アウグスチヌス戒律』の理念を援用して、「参事会長とクラウストラレス、オベディエンティアリウスの組織編制」を規定するものである。この組織編制以外の他の問題は一切扱われていない。この事実は、「参事会長とクラウストラレス、オベディエンティアリウスの組織編制」こそが会派の指揮系統の中核であったことを明らかにする。律修参事会員に在俗参事会員が従うという上下関係は見受けられず、参事会長が両者を個別に統括している。ひとつの会派のなかに2つの秩序が併存していたといつてよいだろう。

最後に、オーレイユの参事会長職とは何かを簡潔に述べるならば、少なくとも参事会長に関する『慣習律』の規則を見る限り、慈愛の理念によって律修と在俗を統括することを義務付けられた指導者であり、『アウグスチヌス戒律』遵守の監督者にしてその実践者であったといえよう。

おわりに

オーレイユの『慣習律』は、会派の形成にとって必要な組織編制を定めることを目的として編纂されていた。『慣習律』の内容を子細に分析すると、禁域の外部での活動を主な任務とする聖堂参事会員たるオベディエンティアリウスと、禁域の内部での活動を主な任務とする聖堂参事会員たるクラウストラレスの二種類の聖堂参事会員が併存していることが確認された。『アウグスチヌス戒律』を遵守する義務を持たず、私的所有放棄を実践しないオベディエンティアリウスの実態は、律修参事会員 (*chanoine régulier*) ではなく在俗参事会員 (*chanoine séculier*) である。他方で、『アウグスチヌス戒律』を遵守する義務を持ち、私的所有放棄を実践するクラウストラレスは明らかに律修参事会員である。ひとつの会派のなかで律修 (*régularité*) と在俗 (*sécularité*) の併存が認められる。

オベディエンティアリウスには、支聖堂の管理と総会への出席という外的な任務が与えられているが⁴³、クラウストラレスには聖務の準備・挙行など内的な任務しか与えられていない⁴⁴。クラ

⁴² かつては、律修参事会の「出現」に学会の関心は向けられていたが、近年、会派の「発展」に関心が向けられるようになった。この点については、拙稿「聖堂参事会の律修化に関する靈性と制度の接合をめぐる諸問題」『藤女子大学キリスト教文化研究所紀要』13号、2012年7月、pp. 67-81で論じた。

⁴³ 特に *Consuetudines*, 36.

⁴⁴ 特に *Consuetudines*, 3.

ウストラレスだけでは、外部管理システムが機能せず、会派の一体性を保持し得ない。それゆえオベディエンティアリウスが、会派全体をつなぐコミュニケーション機能を担っていたのだろう。クラウストラレスは総本山に集中的に配置され、外部の聖堂参事会にはオベディエンティアリウスが主に配置された。そして、律修の下に在俗を位置づけるという組織編制は採用されず、クラウストラレスとオベディエンティアリウスは、同格の身分として扱われ、両者を参事会長がそれぞれ個別に統制した。参事会長の最も重要な役割は、『慣習律』を見る限り、『カルタ・カルターティス』の影響を受けた慈愛の精神と『アウグスチヌス戒律』に基づく厳格な律修的生活の理念に従いつつ、クラウストラレスとオベディエンティアリウスという全く異質な2種類の参事会員を統制する任務であった。つまりオーレイユ参事会長は、律修と在俗を等しくまとめあげることを要求されたのである。

オーレイユの隠修参事会制は、これまで律修参事会中心の組織と看做されてきたが、今後は、同等の身分の律修と在俗の協力関係によって発展した組織と捉える視点が必要となるだろう。